

第4回 奈良県公契約審議会 議事録

1 開催日時

令和2年2月25日（火）午後1時30分～2時20分

2 開催場所

奈良県庁1階 会計局長室
奈良市登大路町30番地

3 出席者

委員：山崎会長、狭間委員、青木委員、鳶川委員、森本委員
（5名全員出席）

事務局：上田会計局長、林総務課長、上原課長補佐、総務課職員3名

4 議題

- 1 会長の選出について
- 2 奈良県公契約条例の概要・実施状況について
配付資料 別添のとおり

5 公開・非公開の別

公開（傍聴者 0人）

6 議事内容

議題1 会長の選出について

- ①委員の互選によって、山崎委員を会長に選出
- ②山崎会長が狭間委員を会長代理に指名

議題2 奈良県公契約条例の概要・実施状況について

- ①資料3及び資料4に基づく説明
- ②質疑及び意見交換

[質疑及び意見交換概要]

森本委員：本審議会は4回目となり、条例施行から5年が経とうとしている。最初は周知していくのも大変だったと思うが、事業者の方には条例の趣旨をわかっていただいているのか。

事務局：5年目となりかなり浸透してきたと思う。賃金支払状況等報告書を提出してもらっているが、最低賃金や社会保険加入について適正にやっ
ていただいている。

鳶川委員：最低賃金や社会保険加入について、立入調査をしているのか。

事務局：賃金支払状況等報告書で確認できており、立入調査は行っていない。

森本委員：資料P4の障害者雇用のグラフを見ると、障害者の方は、建設業で雇用される人数が相対的に少ないように思う。

事務局：具体的にどのような仕事をされているかまでのデータはないが、建設業の仕事は難しい場合があると思う。

狭間委員：障害者雇用については、県として障害者手帳の確認はしているのか。

事務局：手帳までは確認していないが、労働局に提出している障害者雇用状況報告書の写しをいただいて確認している。

狭間委員：社員・シャイン職場づくり推進企業の登録者数のグラフで、その他（公契約関係以外）が増えているが、理由は何か。

事務局：働きやすい職場ということをアピールできるからではないか。

狭間委員：直接条例とは関係ないということか。

事務局：目的とするところは同様であるので、条例と相乗効果はある。

森本委員：保護観察者等雇用については、県で条例を制定する予定があるようだが、それとの関連性はあるか。

事務局：県が出資して一般財団法人を創設して力を入れてやっていくということなので、一層相乗効果がでてくる可能性はある。

森本委員：全国的にもめずらしい。再犯防止につながるといういい形になっていけばいいと思う。

山崎委員：保護観察者等の協力雇用主の業種は建設業以外ではどういうものが多いのか。

事務局：保護観察所からのデータによると、176の内訳は製造業が29、建設業が59、サービス業が21、卸小売業が7、運送業が11、電気・ガス・水道工事が6、農林漁業が6、鉱業が0、その他が37となっている。公契約条例の対象はサービス業又はその他に入っていると思う。

鳶川委員：障害者を雇用するには、職場の環境から変える必要があり、相当な費用がかかることもあるので、小さな事業者だとなかなかできない。

事務局：全国的には大企業の方が障害者雇用率が高いが、奈良県の場合、大企業より中小企業の方が高くなっている。それについては「障害者はたらく応援団なら」の事業で積極的に取り組んでいることが功を奏している。

都道府県別の障害者雇用率については平成29年度は奈良県が1位。令和元年度がまた1位。平成30年度はそれまで6位だった沖縄県が1位。
 鳶川委員：障害をもっておられる方も最低賃金は同じ額が適用されるのか。
 青木委員：減額特例制度があって、その方の労働能力を加味して、最低賃金額を下回る金額となる場合があるが、それは労働基準監督署に申請をしていただいで監督署が調査した上で認めるかどうかを判断するという仕組みになっている。

森本委員：指定管理においても社員・シャイン職場づくり推進企業の登録を加点対象としているのか。全体的に比率は多いのか。
 事務局：加点対象としている。指定管理で公契約条例対象となっているのは7契約。

森本委員：県下の自治体で公契約条例を施行しているところはあるか。
 事務局：大和郡山市が県と同時期に施行。市町村が集まる機会に一度PRしたことがあったが、他の市町村では制定には至っていない。
 森本委員：労働環境はかわっており、今は人集めが大変。
 鳶川委員：奈良県の有効求人倍率は約1.5である。
 森本委員：県南部では介護職場のニーズは高いが、求人をだしても来る人がいない。
 山崎委員：最低賃金レベルの求人だと来る人はなかなかいないだろう。

山崎委員：P7の「アウトソーシング試行業務」とは何か。
 事務局：県道の清掃など。各土木事務所があるが、いったん奈良土木事務所管内で試行するもの。

事務局：条例施行からまもなく5年が経過しようとしているが、本日いただいたご意見をふまえ、今後も条例の適正かつ円滑な運用に努めて参りたい。

上記のとおり審議結果を確認する。

令和3年3月26日

奈良県公契約審議会 会長

山崎 哲子

印



奈良県公契約審議会 委員

榎間 香代子

印



奈良県公契約審議会 委員

森本 哲次

印

